

川崎市公告第798号

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年4月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）川崎市高津区下作延5丁目計画
川崎市高津区下作延5丁目
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ベルク
代表取締役 原島 一誠
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1646番地

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者	住所
株式会社ベルク	代表取締役 原島 一誠	埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1646番地

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年11月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,042平方メートル
- 6 大規模小売店舗内の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・駐車場①（店舗敷地内）
収容台数 40台
 - ・駐車場②（店舗屋上）
収容台数 30台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・駐輪場①（店舗敷地内）
収容台数 95台

・駐輪場②（店舗敷地内）

収容台数 20台

・駐輪場③（店舗敷地内）

収容台数 20台

（3）荷さばき施設の位置及び面積

店舗敷地内

面積 166.00平方メートル

（4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗敷地内

容量 15.40立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 翌午前0時

（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前0時30分まで

（3）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口1箇所（店舗敷地内）

（4）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出の年月日

令和7年3月28日

9 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎9階）及び高津区役所

10 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和7年4月11日から令和7年8月11日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

11 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

令和7年8月11日

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当